

和光市と学校法人跡見学園 跡見学園女子大学との相互協力に関する包括協定

和光市（以下「甲」という。）と学校法人跡見学園 跡見学園女子大学（以下「乙」という。）は、相互の連携・協力に関し、次のとおり基本的事項について協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、学術研究の発展及び施策の充実のため相互協力し、相互の活動の交流を図るとともに、もって人材の育成と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 前条の相互協力の事業は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉の充実に関する事項
- (2) 学校教育・生涯学習・文化・スポーツの発展と振興に関する事項
- (3) 地域環境の保全、創造に関する事項
- (4) 国際交流に関する事項
- (5) 産業振興に関する事項
- (6) 地域コミュニティの発展に関する事項
- (7) 人材育成に関する事項
- (8) その他前条の目的を達成するため甲及び乙が必要であると認める事項

（協定の期間）

第3条 この協定の期間は、協定締結の日から平成27年11月21日の3年間とする。

2 前項の期間満了の日の6か月前までに、甲乙いずれからも別段の意思表示がないときは、この協定は1年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。

（その他）

第4条 この協定に定めのない事項又は運用にあたり疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成24年11月22日

埼玉県和光市広沢1番5号

甲 埼玉県和光市

市長

松本武洋

東京都文京区大塚一丁目5番2号

乙 学校法人跡見学園 跡見学園女子大学

学長

山田敏雄